

東京大学地震研究所附属地震発生予測研究センター規則

令和6年12月19日制定

（設置）

第1条 東京大学地震研究所（以下「研究所」という。）に、附属研究施設として、地震発生予測研究センター（以下「センター」という。）を置く。

（目的）

第2条 センターは、研究所の設置目的に沿い、地震現象の包括的理解と地震発生予測の高度化のための研究を実施することを目的とする。

（構成）

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、研究所専任の教授または准教授をもって充てる。
- 3 センター長は、センターを代表し、その管理運営を総括する。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、教授会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 東京大学地震研究所附属地震予知研究センター規則（平成22年3月25日制定）は、令和7年3月31日をもって廃止する。